

高知県建設工事検査規程 新旧対照表

新条文（抜粋）	現行条文（抜粋）
<p>（趣旨）（工事検査の種類） 第1条～第2条 （略）</p> <p>（検査命令権者） 第3条 この規程において「検査命令権者」とは、高知県事務処理規則(平成15年高知県規則第44号)第4条及び第5条の規定に基づき工事検査の命令をする権限を有する者(委託に係る工事検査にあっては、委託を受けて工事検査の命令をする者)をいう。</p> <p>2 次の各号に掲げる検査命令権者は、それぞれ当該各号に掲げる工事検査の命令をするものとする。</p> <p>(1) 高知県行政組織規則(平成15年高知県規則第43号)第3条第1号に規定する本庁(以下「本庁」という。)の部長(土木部にあっては、土木部建設検査長。第4号において同じ。) 当初の1件の請負対象金額(当初契約の際の1件の請負対象金額をいう。以下同じ。)が5億円以上の工事について次に掲げる工事検査</p> <p>ア 完成検査、中間検査及び債務負担行為に係る工事の年度最終の出来高検査 イ 新工法工事、新材料等使用工事及び特殊な工事について必要があると認めた工事検査 ウ 委託を受けた工事検査</p> <p>(2) 本庁の課(以下「課」という。)のうち、その主管に属する工事に関連する事務を所掌する高知県行政組織規則第3条第2号に規定する出先機関(以下「出先機関」という。)がある課の長(当該課が土木部の課である場合にあっては、土木部技術管理課長。第4号において同じ。) 次に掲げる工事検査</p> <p>ア 当初の1件の請負対象金額が7,500万円以上5億円未満の工事について前号アからウまでに掲げる工事検査</p>	<p>（趣旨）（工事検査の種類） 第1条～第2条 （略）</p> <p>（検査命令検査者） 第3条 この規程において「検査命令権者」とは、高知県事務処理規則(平成15年高知県規則第44号)第4条及び第5条の規定に基づき工事検査の命令をする権限を有する者(委託に係る工事検査にあっては、委託を受けて工事検査の命令をする者)をいう。</p> <p>2 次の各号に掲げる検査命令権者は、それぞれ当該各号に掲げる工事検査の命令をするものとする。</p> <p>(1) 高知県行政組織規則(平成15年高知県規則第43号)第3条第1号に規定する本庁(以下「本庁」という。)の部長(土木部にあっては、土木部建設検査長。第4号において同じ。) 当初の1件の請負対象金額(当初契約の際の1件の請負対象金額をいう。以下同じ。)が5億円以上の工事について次に掲げる工事検査</p> <p>ア 完成検査、中間検査及び債務負担行為に係る工事の年度最終の出来高検査 イ 新工法工事、新材料等使用工事及び特殊な工事について必要があると認めた工事検査 ウ 委託を受けた工事検査</p> <p>(2) 本庁の課(以下「課」という。)のうち、その主管に属する工事に関連する事務を所掌する高知県行政組織規則第3条第2号に規定する出先機関(以下「出先機関」という。)がある課の長(当該課が土木部の課である場合にあっては、土木部技術管理課長。第4号において同じ。) 次に掲げる工事検査</p> <p>ア 当初の1件の請負対象金額が5,000万円以上5億円未満の工事について前号アからウまでに掲げる工事検査</p>

高知県建設工事検査規程 新旧対照表

新条文（抜粋）	現行条文（抜粋）
<p>イ 当初の1件の請負対象金額が7,500万円未満の工事について前号イ及びウに掲げる工事検査</p> <p>(3) 前号に掲げる課以外の課の長(当該課が土木部の課である場合にあつては、土木部技術管理課長) 次に掲げる工事検査</p> <p>ア 当初の1件の請負対象金額が5億円以上の工事について第1号アからウまでに掲げる工事検査以外の工事検査</p> <p>イ 当初の1件の請負対象金額が5億円未満の工事について前条各号に掲げる工事検査</p> <p>(4) 出先機関の長 次に掲げる工事検査</p> <p>ア 当初の1件の請負対象金額が7,500万円以上の工事について第1号に規定する本庁の部長が命令をする工事検査又は第2号に規定する課の長が命令をする工事検査以外の工事検査</p> <p>イ 当初の1件の請負対象金額が7,500万円未満の工事について前条各号に掲げる工事検査(第1号イ及びウに掲げる工事検査を除く。)</p> <p>(検査命令) (検査の委託及び受託)</p> <p>第4条 ～ 第6条</p> <p>(略)</p> <p>(農業振興部等主管工事の検査の特例)</p> <p>第6条の2 農業振興部、林業振興・環境部及び水産振興部が主管する工事(その主管する工事に関連する事務を所掌する出先機関がある農業振興部、林業振興・環境部及び水産振興部の課が主管する工事にあつては、当初の1件の請負対象金額が7,500万円以上のもの及び当初の1件の請負対象金額が7,500万円未満のもの(第3条第2項第1号イに掲げる</p>	<p>イ 当初の1件の請負対象金額が5,000万円未満の工事について前号イ及びウに掲げる工事検査</p> <p>(3) 前号に掲げる課以外の課の長(当該課が土木部の課である場合にあつては、土木部技術管理課長) 次に掲げる工事検査</p> <p>ア 当初の1件の請負対象金額が5億円以上の工事について第1号アからウまでに掲げる工事検査以外の工事検査</p> <p>イ 当初の1件の請負対象金額が5億円未満の工事について前条各号に掲げる工事検査</p> <p>(4) 出先機関の長 次に掲げる工事検査</p> <p>ア 当初の1件の請負対象金額が5,000万円以上の工事について第1号に規定する本庁の部長が命令をする工事検査又は第2号に規定する課の長が命令をする工事検査以外の工事検査</p> <p>イ 当初の1件の請負対象金額が5,000万円未満の工事について前条各号に掲げる工事検査(第1号イ及びウに掲げる工事検査を除く。)</p> <p>(検査命令) (検査の委託及び受託)</p> <p>第4条 ～ 第6条</p> <p>(略)</p> <p>(農業振興部等主管工事の検査の特例)</p> <p>第6条の2 農業振興部、林業振興・環境部及び水産振興部が主管する工事(その主管する工事に関連する事務を所掌する出先機関がある農業振興部、林業振興・環境部及び水産振興部の課が主管する工事にあつては、当初の1件の請負対象金額が5,000万円以上のもの及び当初の1件の請負対象金額が5,000万円未満のもの(第3条第2項第1号イに掲げる</p>

高知県建設工事検査規程 新旧対照表

新条文（抜粋）	現行条文（抜粋）
<p>工事検査を実施する必要があるものに限る。以下この条において同じ。)に限る。)については、土木部において工事検査(その主管する工事に関連する事務を所掌する出先機関がある農業振興部、林業振興・環境部及び水産振興部の課が主管する工事で、当初の1件の請負対象金額が7,500万円以上のものにあつては同号ア及びイに掲げる工事検査、当初の1件の請負対象金額が7,500万円未満のものにあつては同号イに掲げる工事検査に限る。)を実施するものとする。この場合において、当初の1件の請負対象金額が5億円以上の工事についての同号ア及びイに掲げる工事検査にあつては土木部建設検査長が、それ以外の工事検査にあつては土木部技術管理課長が命令をするものとする。</p> <p>（兼務の禁止） （雑則） 第7条 ～ 第15条 （略）</p> <p>付 則 （施行期日） 1 この訓令は、昭和42年2月1日から施行する。 （他の規程の一部改正） 2 高知県農業土木事業検査規程(昭和41年7月高知県訓令第42号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)</p>	<p>工事検査を実施する必要があるものに限る。以下この条において同じ。)に限る。)については、土木部において工事検査(その主管する工事に関連する事務を所掌する出先機関がある農業振興部、林業振興・環境部及び水産振興部の課が主管する工事で、当初の1件の請負対象金額が5,000万円以上のものにあつては同号ア及びイに掲げる工事検査、当初の1件の請負対象金額が5,000万円未満のものにあつては同号イに掲げる工事検査に限る。)を実施するものとする。この場合において、当初の1件の請負対象金額が5億円以上の工事についての同号ア及びイに掲げる工事検査にあつては土木部建設検査長が、それ以外の工事検査にあつては土木部技術管理課長が命令をするものとする。</p> <p>（兼務の禁止） （雑則） 第7条 ～ 第15条 （略）</p> <p>付 則 （施行期日） 1 この訓令は、昭和42年2月1日から施行する。 （他の規程の一部改正） 2 高知県農業土木事業検査規程(昭和41年7月高知県訓令第42号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)</p>

高知県建設工事検査規程 新旧対照表

新条文（抜粋）	現行条文（抜粋）
<p>付 則(昭和 44 年 11 月 14 日訓令第 20 号) この訓令は、昭和 44 年 12 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(昭和 52 年 8 月 9 日訓令第 12 号) この訓令は、昭和 52 年 8 月 9 日から施行する。</p> <p>附 則(昭和 53 年 8 月 1 日訓令第 11 号) この訓令は、昭和 53 年 8 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(昭和 55 年 4 月 1 日訓令第 6 号) この訓令は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(昭和 56 年 4 月 1 日訓令第 2 号) この訓令は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(昭和 56 年 11 月 24 日訓令第 13 号) この訓令は、昭和 56 年 11 月 24 日から施行する。</p> <p>附 則(昭和 63 年 4 月 1 日訓令第 7 号) この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(昭和 63 年 10 月 1 日訓令第 13 号) この訓令は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 2 年 4 月 1 日訓令第 7 号) この訓令は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>付 則(昭和 44 年 11 月 14 日訓令第 20 号) この訓令は、昭和 44 年 12 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(昭和 52 年 8 月 9 日訓令第 12 号) この訓令は、昭和 52 年 8 月 9 日から施行する。</p> <p>附 則(昭和 53 年 8 月 1 日訓令第 11 号) この訓令は、昭和 53 年 8 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(昭和 55 年 4 月 1 日訓令第 6 号) この訓令は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(昭和 56 年 4 月 1 日訓令第 2 号) この訓令は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(昭和 56 年 11 月 24 日訓令第 13 号) この訓令は、昭和 56 年 11 月 24 日から施行する。</p> <p>附 則(昭和 63 年 4 月 1 日訓令第 7 号) この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(昭和 63 年 10 月 1 日訓令第 13 号) この訓令は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 2 年 4 月 1 日訓令第 7 号) この訓令は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>

高知県建設工事検査規程 新旧対照表

新条文（抜粋）	現行条文（抜粋）
<p>附 則(平成6年4月1日訓令第5号) この訓令は、平成6年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成9年4月1日訓令第3号) この訓令は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成10年4月1日訓令第2号) この訓令は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成11年4月1日訓令第17号) この訓令は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成13年4月1日訓令第14号の3) この訓令は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成15年4月1日訓令第4号) この訓令は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成15年8月1日訓令第14号の2) この訓令は、平成15年8月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成18年4月1日訓令第7号) この訓令は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成19年4月1日訓令第18号) この訓令は、平成19年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則(平成6年4月1日訓令第5号) この訓令は、平成6年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成9年4月1日訓令第3号) この訓令は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成10年4月1日訓令第2号) この訓令は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成11年4月1日訓令第17号) この訓令は、平成11年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成13年4月1日訓令第14号の3) この訓令は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成15年4月1日訓令第4号) この訓令は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成15年8月1日訓令第14号の2) この訓令は、平成15年8月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成18年4月1日訓令第7号) この訓令は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成19年4月1日訓令第18号) この訓令は、平成19年4月1日から施行する。</p>

高知県建設工事検査規程 新旧対照表

新条文（抜粋）	現行条文（抜粋）
<p>附 則(平成 20 年 4 月 1 日訓令第 8 号) この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 21 年 4 月 1 日訓令第 4 号) この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 27 年 4 月 1 日訓令第 3 号) この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(令和 7 年 2 月 21 日訓令第 1 号) この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(令和 7 年 6 月 20 日訓令第 9 号) この訓令は、令和 7 年 6 月 20 日から施行する。</p> <p>附 則(令和 8 年 2 月 10 日訓令第 1 号) この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則(平成 20 年 4 月 1 日訓令第 8 号) この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 21 年 4 月 1 日訓令第 4 号) この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 27 年 4 月 1 日訓令第 3 号) この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(令和 7 年 2 月 21 日訓令第 1 号) この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(令和 7 年 6 月 20 日訓令第 9 号) この訓令は、令和 7 年 6 月 20 日から施行する。</p>